

福知山市建築物耐震改修促進計画

平成29年4月

福知山市

目 次

はじめに

1. 計画の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	2

第1章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模と被害の状況	
(1) 地震の規模	3
(2) 被害の状況	6
2. 住宅の耐震化の現状と目標	
(1) 耐震化の現状	7
(2) 耐震化の目標	7
3. 公共建築物の耐震化の現状と目標	
(1) 耐震化の現状	8
(2) 耐震化の目標	8
4. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標	
(1) 耐震化の現状	9
(2) 耐震化の目標	9
5. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	
(1) 対象道路の指定	10
(2) 対象建築物	10
6. 耐震化施策の現状と実績	
(1) 福知山市木造住宅耐震診断士派遣事業	11
(2) 福知山市木造住宅耐震改修の支援事業	11
(3) 福知山市大規模建築物耐震化緊急支援事業	11

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための

施策に関する事項

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	12
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	12
3. 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	12

4. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み	
(1) 地震ハザードマップの活用	1 3
(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実	1 3
(3) 自治会等との連携	1 3
5. 地震時の総合的な安全対策に関する取り組み	1 3

第3章 その他耐震化の促進に必要な事項

1. 所管行政庁との連携	1 4
2. 計画の推進体制	1 4

はじめに

1. 計画の背景

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえて、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満足していない建築物の耐震性能を向上することを目的として、平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。近年では、新潟県中越沖地震（平成 19 年 7 月）、東日本大震災（平成 23 年 3 月）、熊本地震（平成 28 年 4 月）など大規模な地震が頻発しています。また南海トラフ地震については発生の切迫性が指摘され、その被害は甚大なものになると想定されています。

国は地震による死者数を半減させることを目標に、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定めました。耐震改修促進法は平成 17 年に、さらに平成 25 年に改正され、一定規模・用途の建築物に耐震診断が義務付けられるなど耐震改修の促進に向けた取り組みが強化されました。

平成 25 年耐震改修促進法改正の概要

ア 耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について、それぞれ定められる期限までの耐震診断実施・報告の義務化及び結果の公表

イ 現行の建築基準法令に適合しない全ての建築物の所有者に対する耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設

ウ 耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建蔽率の特例措置の創設

エ 耐震性に係る表示制度の創設

オ 区分所有建築物（マンション等）の耐震改修に係る認定制度の創設 等

上記を背景として、本計画において福知山市の耐震化の促進に取り組むための目標や施策を定めるものです。

2. 計画の目的

福知山市建築物耐震改修促進計画は、地震の被害から市民の生命や財産を守るため、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満たしていない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に推進し、福知山市における建築物の耐震化の促進を図ることを目的とします。

3. 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月の法改正、また平成 29 年 2 月の京都府建築物耐震改修促進計画の改訂を受け、福知山市においても国・府と連携して、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策を計画的かつ効果的に推進するため、平成 20 年策定の本計画の改訂を行います。

また本計画は、福知山市まちづくりの基本方針である、「未来創造福知山」の（豊かな自然の中で共に安心して安全に暮らせるまちづくり）を推進するものです。

4. 計画期間

計画期間は平成 29 年度から平成 37 年度までの 9 年間とします。

なお、本計画は必要に応じて見直しを行うものとします。

第 1 章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模と被害の状況

(1) 地震の規模

市域に被害をもたらすと思われる大規模な※内陸性直下型地震について、表 1 のとおり地震の規模を想定します。

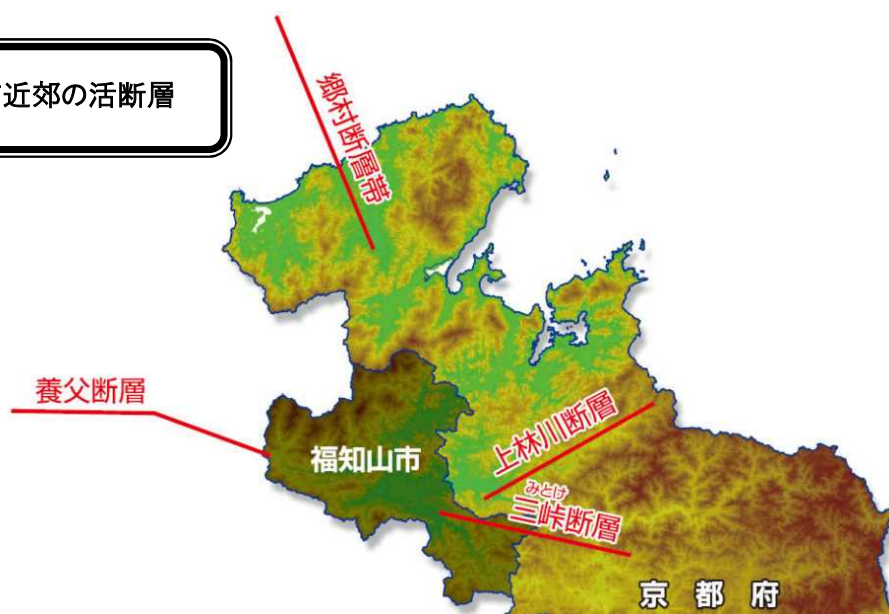
表 1

	対 象 震 源 断 層	断 層 の 長 さ	※マグニチュード
1	上林川※断層（かんばやしがわ）	2 6 k m	7 . 2
2	郷村※断層帯（ごうむら）	3 4 k m	7 . 4
3	養父断層（やぶ）	1 0 k m	7 . 4
4	三峠断層（みとけ）	2 6 k m	7 . 2

第 3 回京都府地震被害想定調査委員会（平成 19 年 8 月）の公開資料による

※内陸性直下型地震	プレート内において発生する活断層が動いて起こる地震
※断層	地層や岩盤に割れ目を生じ、これに沿って両側が互いにずれている現象
※断層帯	長さ 10Km 未満の場合で、ほぼ同じ方向を有する複数の活断層が 5Km 間隔以内に隣接して分布し、その全長が 20Km 以上に及ぶもの
※マグニチュード	地震の全体としての規模を表す数値

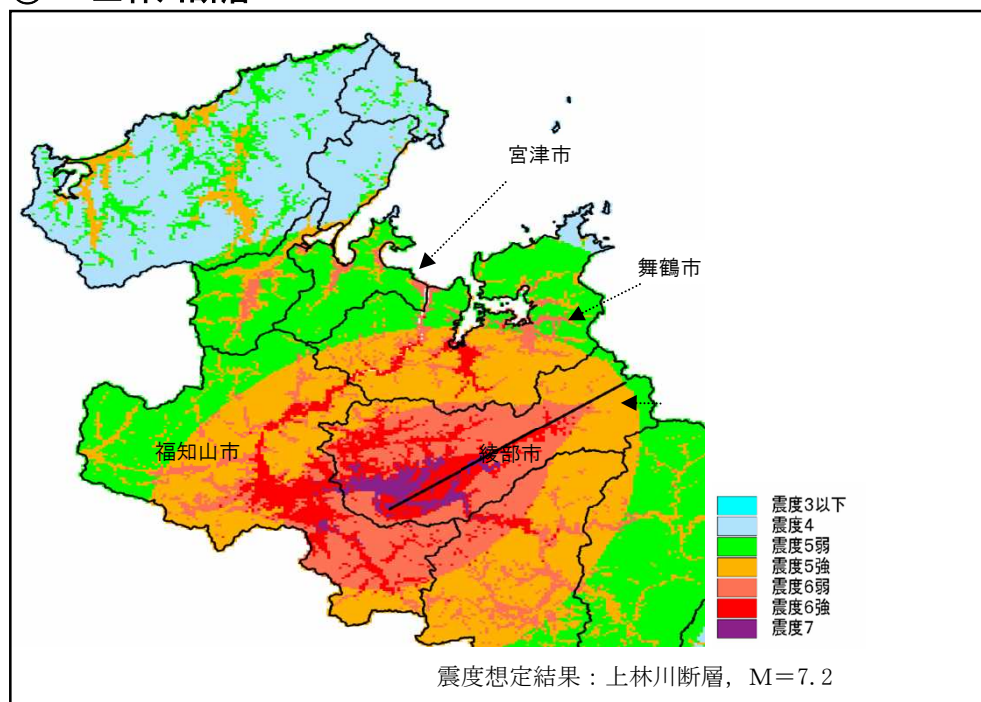
福知山市近郊の活断層



ハザードマップによる

震度分布図

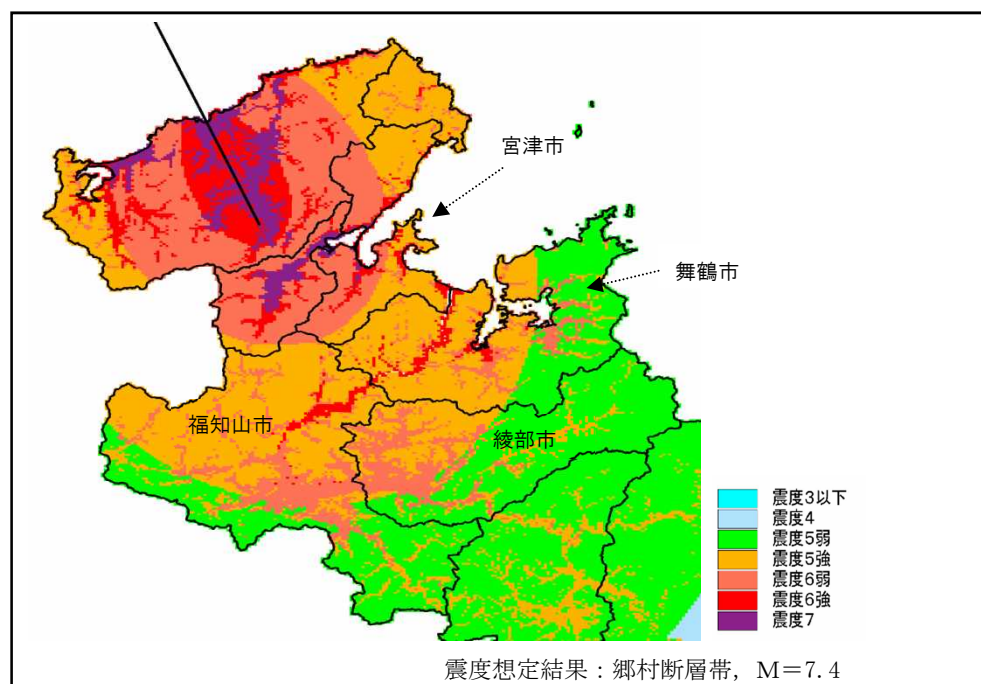
① 上林川断層



【震度予測】

市街地及び由良川沿いで震度6強、また東部地域では6弱から震度7、北部地域を除くほとんどの地域で震度5強以上が予想されます。

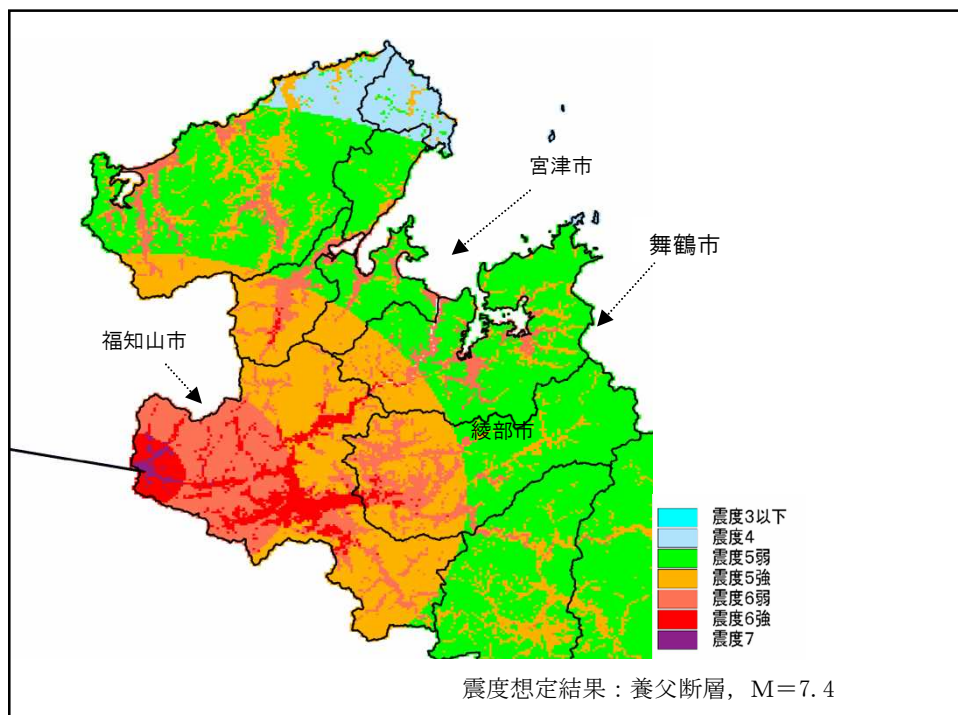
② 郷村断層帯



【震度予測】

市域の大部分で震度5強以上、また一部由良川沿いで震度6強が予想されます。

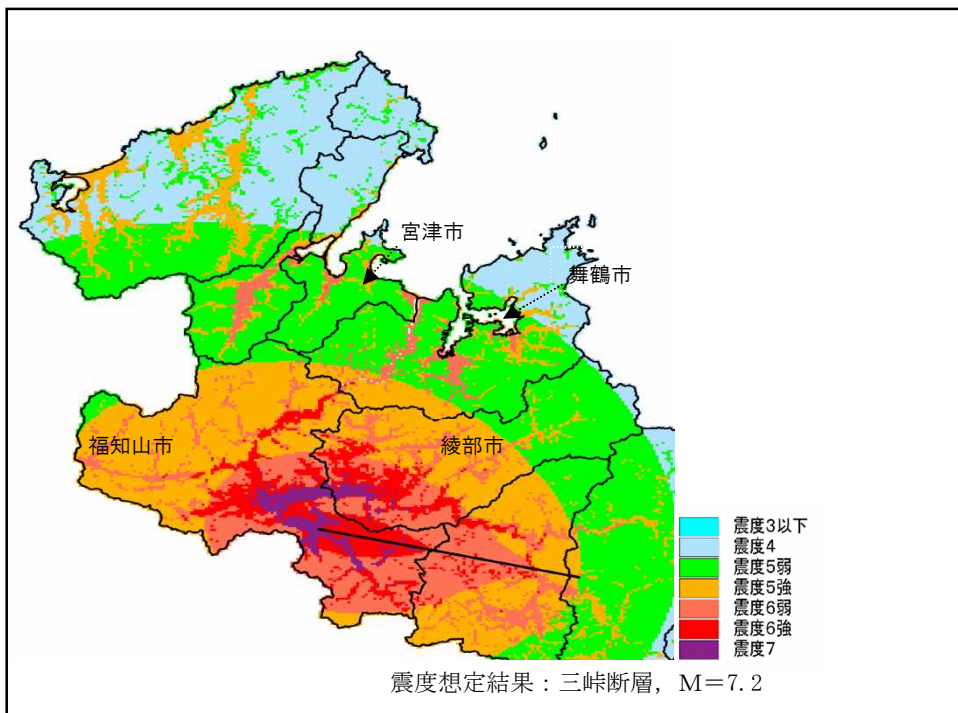
③ 養父断層



【震度予測】

市街地で震度 6 強、市の西部牧川沿いで震度 7 が予想されます。

④ 三峠断層



【震度予測】

市域の大部分で震度 5 強以上、市街地由良川沿いで震度 7、また東部全域で震度 6 弱が予想されます。

(2) 被害の状況

① 人的被害

表1で想定する地震が発生した場合の被害状況については、表2のとおりです。

表 2

(人)

断層名及び 断層帯	京都府全域		福知山市	
	死者	負傷者	死者	負傷者
上林川断層	1,160	8,290	430	3,110
郷村断層帯	2,180	12,670	140	1,500
養父断層	730	7,180	480	3,460
三峠断層	1,150	7,920	720	4,490

京都府地震被害想定調査結果(平成 20 年)

福知山市地震ハザードマップ(平成 22 年)

② 建物被害

表1で想定する地震が発生した場合の被害状況については、表3のとおりです。

表 3

(棟)

断層名及び断層帯	京都府全域			福知山市		
	全壊	半壊 一部半壊	消失建物	全壊	半壊 一部半壊	消失建物
上林川断層	39,490	47,600	7,690	13,450	14,770	2,670
郷村断層帯	76,610	60,610	16,330	5,540	11,760	850
養父断層	29,030	58,820	4,890	15,100	16,020	2,980
三峠断層	38,340	44,650	7,580	21,340	15,160	4,500

京都府地震被害想定調査結果(平成 20 年)

福知山市地震ハザードマップ(平成 22 年)

2. 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

平成 25 年度に実施された「住宅・土地統計調査」(総務省統計局)によると、福知山市の住宅耐震化の状況は表 4 のとおり、居住世帯のある住宅約 3 万 1 千戸のうち、昭和 56 年以降建設の住宅数が約 2 万 1 千戸であり、住宅の耐震化率は約 69.7%となっています。

また、住宅の種類別にみると、木造住宅の耐震化率は 61.5%となっており、その他住宅の耐震化率に比べ著しく低くなっています。

表 4

区分	昭和56年 以降の住宅 ① (戸)	昭和55年 以前の住宅 ②(戸)	総住宅数 ④ (戸)	耐震性有 住宅数 ⑤(戸) (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性あり ③(戸)			
住宅全体	21,280	10,280	31,560	21,992	69.7
		712			
木造住宅	13,230	9,330	22,560	13,876	61.5
		646			
その他の 住宅	8,050	950	9,000	8,116	90.1
		66			

住宅の耐震化率の推計 (平成 25 年住宅・土地統計調査による)

(2) 耐震化の目標

耐震改修に係る国の基本方針及び府の促進計画を踏まえて、地震による被害(死者数や経済被害額等)を半減させるために、住宅の耐震化に関する取り組みを実施します。

京都府では平成 37 年に減災化率を 97%、そのうち住宅の耐震化率を 95%にする目標とし、南海トラフ地震及び直下型地震により想定される死者数を平成 21 年時点から 7 割減少させることを目標としています。

福知山市の住宅耐震化率は、69.7%(平成 25 年住宅土地統計調査)であり、耐震化率の向上を目標とするとともに、減災に関する幅広い対策を施された住宅(減災化住宅)の促進を行います。平成 37 年に減災化された住宅の率を 97%に、そのうち耐震化の率を 95%とすることを目標とします。

3. 公共建築物の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

市の公共施設は、(公共施設耐震化状況調査 H27 年度末) 363 棟、そのうち昭和 56 年以前に建設された 138 棟が非耐震で全体の建物の 38%となります。

38%のうち、耐震診断が終了している建物は 51.4%、耐震改修工事が終了している建物は 44.2%、公共施設全体の耐震化率は 78.8%となります。

公共施設等の耐震化状況表

区分 項目			全施設数	全棟数	S56以前建 築の棟数	全棟数に 占める割 合	耐震診断実施の棟数		H27年度末 耐震診断 実施率	H27年度末 改修率	H27年度末 耐震済棟 数	H27年度末 耐震率
								うち耐震化 済の棟数				
			A	B	C	C/B	D	E	D/C	E/C	(B-C)+E	(B-C)+E/B
1	社会福祉施設	全施設	15	16	9	56.3%					7	43.8%
2	文教施設 (校舎・体育館)	全施設	63	116	57	49.1%	57	55	100.0%	96.5%	114	98.3%
		(うち防災拠点)	63	116	57	49.1%	57	55	100.0%	96.5%	114	98.3%
3	庁舎	全施設	8	20	3	15.0%	2		66.7%		17	85.0%
		(うち防災拠点)	8	20	3	15.0%	2		66.7%		17	85.0%
4	府民会館・公民館	全施設	90	103	45	43.7%	8	2	17.8%	4.4%	60	58.3%
		(うち防災拠点)	73	81	37	45.7%	8	2	21.6%	5.4%	46	56.8%
5	体育館	全施設	8	8	3	37.5%	2	2	66.7%	66.7%	7	87.5%
		(うち防災拠点)	8	8	3	37.5%	2	2	66.7%	66.7%	7	87.5%
6	診療施設	全施設	8	10							10	100.0%
		(うち防災拠点)	2	4							4	100.0%
7	消防本部・消防署		3	3	2	66.7%	2	2	100.0%	100.0%	3	100.0%
8	公営住宅等		19	55	14	25.5%			0.0%		41	74.5%
9	職員公舎										0	
10	その他	全施設	28	32	5	15.6%					27	84.4%
		(うち防災拠点)	3	6	1	16.7%					5	83.3%
合計			242	363	138	38.0%	71	61	51.4%	44.2%	286	78.8%
(うち防災拠点)			175	254	112	44.1%	71	61	63.4%	54.5%	203	79.9%

公共施設耐震化状況表 (平成 27 年度末)

(2) 耐震化の目標

公共施設については、不特定多数の利用者があり、庁舎、学校、病院等、災害時に救助・避難等の拠点施設として重要な機能を果たすことから、耐震化を促進する必要性が高く、優先順位をつけて計画的かつ重点的に耐震化を図ります。

公共施設の耐震化を進める優先度については以下を考慮して決定します。

- ・施設滞在期間 ・主な使用者の年齢 ・不特定多数の者が利用 ・利用者数
- ・倒壊した場合に周囲への影響が大きい建築物 ・防災活動拠点 ・避難所 ・児童、生徒、要配慮者の利用施設

公共施設の耐震化優先順位表

優先度	施設用途
1	公用施設、教育施設、子育て支援施設（保育園）
2	医療施設、公営住宅、子育て支援施設（児童館）
3	市民文化系施設、保健・福祉施設
4	観光・宿泊施設、産業系施設
5	生涯学習系施設

※優先度1のうち、公用施設（庁舎・消防施設）、教育施設（小・中学校・幼稚園）は耐震化済（平成28年度末）。

※昭和56年以前の建築物を対象とする。

※優先度の低い建物であっても避難所となっているものについては優先して耐震化を図る。

4. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物）については、国では平成25年時点の耐震化率は85%となっています。

(2) 耐震化の目標

特定既存耐震不適格建築物の内、耐震改修促進法第15条第2項に規定する建築物については、その所有者に対して耐震診断の努力義務、及び地震に対して安全性の向上を図る必要がある時に耐震改修の努力義務が課せられていることから、所有者に対し京都府とともに耐震化の推進を働きかけていきます。

一定規模以上の耐震診断が義務付けられた建築物（耐震改修促進法附則第3条に掲げる要緊急安全確認大規模建築物）は、福知山市では全て耐震診断を終えており、耐震改修などを進めます。

5. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

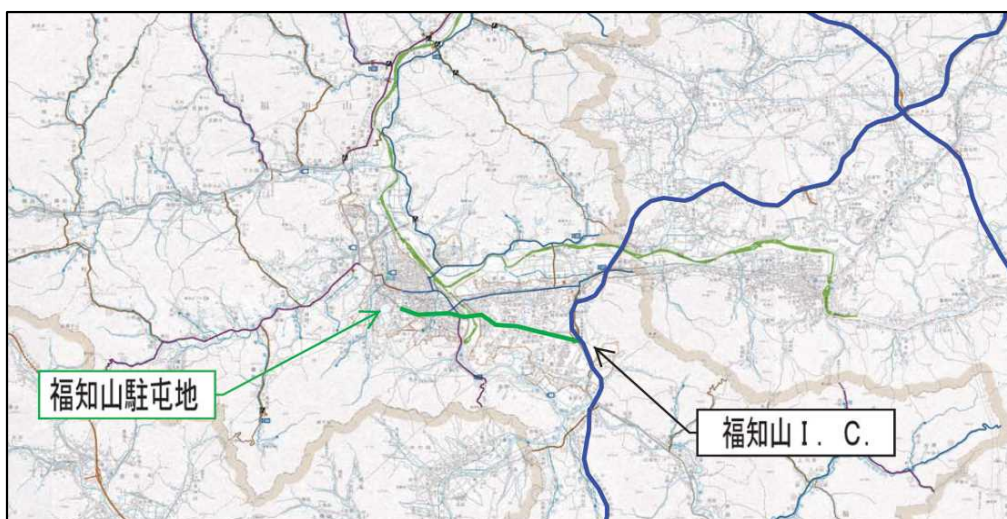
(1) 対象道路の指定

京都府建築物耐震促進計画において、災害発生時に緊急車両を迅速に通行させるため緊急輸送道路を定めており、優先して沿道建築物の耐震化に取り組む道路として、耐震改修促進法第5条第3項2号に基づき耐震診断義務化道路を指定しています。福知山市では国道9号福知山駐屯地～福知山ICをその指定区間と定められています。

耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

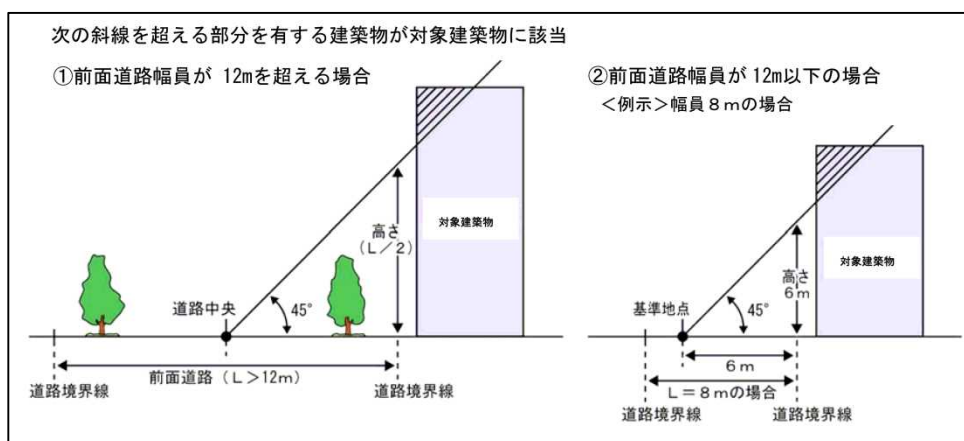
市 域	区 間	道路種別	路線名	延長 (km)
福知山市	福知山駐屯地～福知山IC	一般国道	国道9号	4.7

京都府建築物耐震改修促進計画（平成29年2月）



(2) 対象建築物【通行障害既存耐震不適格建築物（法第5条第3項第2号）】

耐震診断義務化道路の沿道にある昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、地震時に道路を閉鎖するおそれがある建築物（下図参照）が対象となります。



※福知山市においては、今回、京都府の指定する道路に対象建築物はありません。

6. 耐震化施策の現状と実績

福知山市で今までに取り組んできた耐震化促進の施策と実績は以下のとおりです。

(1) 福知山市木造住宅耐震診断士派遣事業

平成 18 年度から「福知山市木造住宅耐震診断士派遣事業」として、木造住宅で耐震性の低い住宅の耐震診断を希望する市民に対して耐震診断士を派遣し、耐震診断を行っています。

年度別耐震診断件数

(件)

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
耐震診断	20	20	20	10	13	15	16	10	14	7	6	151

(2) 福知山市木造住宅耐震改修等事業

平成 21 年度から「福知山市木造住宅耐震改修等事業」として、木造住宅で耐震性の低い住宅の耐震化にかかる費用の一部を補助しています。

年度別耐震改修補助件数

(件)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
本格改修	0	2	5	6	6	4	1	2	26
簡易改修	—	—	—	1	1	1	4	2	9

(3) 福知山市大規模建築物耐震化緊急支援事業

平成 27 年度から「福知山市大規模建築物耐震化緊急支援事業」として、多数の者が利用する一定規模以上の要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の実施を支援しました。福知山市では対象となる民間建築施設が 3 件あり、2 件に耐震診断の補助を行いました。(1 件は自己にて実施)。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 施策に関する事項

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進は、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として耐震化に取り組むことが不可欠です。所有者が安心して積極的な耐震診断・耐震改修を行えるための環境整備や負担を軽減する仕組みづくり、耐震化に関する啓発及び知識の普及等必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解消または軽減します。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 木造住宅

耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、木造住宅の耐震化について現行の施策を推進し、必要に応じて制度の見直しなどを行います。

住宅の耐震診断の支援については、「福知山市木造住宅耐震診断士派遣事業」により耐震診断士を派遣して耐震診断を実施します。

住宅の耐震改修の支援については、「福知山市木造住宅耐震改修等事業」により住宅の所有者等が行う耐震化にかかる費用の一部を補助します。

また新たに、耐震シェルターや耐震ベッド等、地震に対する安全性を向上する取り組みを支援する施策を実施し、減災化住宅を推進します。

(2) 大規模建築物

「福知山市大規模建築物耐震化緊急支援事業」として民間建築施設3件(うち1件は耐震化済)の耐震改修を推進します。

3. 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

市民が安心して耐震診断等の依頼ができるように、京都府木造住宅耐震診断士として登録された建築士の活用を図ります。

また、相談体制を充実させるとともに、ホームページなどを利用し情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境を整備します。

4. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み

(1) 地震ハザードマップの活用

ハザードマップは、予想される被害の区域や程度等を地図上に明示するとともに、避難場所や危険箇所等の避難情報をわかりやすく表示しており、身近に保管し活用されるよう啓発します。

※地震ハザードマップ (平成 22 年に全戸配布)

- ・建物危険度マップ：地震が発生した際に建物が倒壊する危険性がどの程度高いかを表したものの。
- ・揺れやすさマップ：福知山市周辺の活断層が原因で地震が発生した場合に想定される震度を表したものの。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

京都府や建築関連団体と連携し、耐震に関する相談の体制と仕組みづくりを進めます。

耐震に関するセミナー、講習会を京都府と連携して実施します。

耐震に関するホームページを充実させ、またパンフレットや、チラシ、ポスター、パネル等を活用し、情報提供の充実を図ります。

増築やリフォームに合わせて耐震改修が行われるよう、関連事業者と連携を取り啓発を行います。

(3) 自治会等との連携

自治会及び自治会内の自主防災組織、消防団に対して、訓練などの活動の中で耐震に関する啓発及び知識の普及等に取り組まれるように連携を取ります。

5. 地震時の総合的な安全対策に関する取り組み

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・屋外広告物などの落下防止、天井の落下防止、エレベーターの閉じ込め防止、家具の転倒防止などの必要性が指摘されています。被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し周知を行い、必要な措置を講じるよう京都府と連携し啓発を行います。

第3章 その他耐震化の促進に必要な事項

1. 所管行政庁との連携

国の基本方針や京都府耐震改修促進計画により実施される京都府の施策と連携を取り、福知山市においてより効果が上がるよう取り組みます。また近隣市町村とも連携を取り、意見交換や広域的な施策等に取り組みます。

2. 計画の推進体制

京都府及び関係団体等で組織される、円滑かつ適切な耐震診断・耐震改修が行われることを目的とし「京都府住宅耐震化促進連絡会議」を活用し、関連業界に対して耐震改修助成制度等の周知を図る等、耐震化促進に向けた広報、啓発活動等を実施します。